

野田市地域福祉計画
【第4次改訂版】（素案）



令和7年3月
野 田 市

目 次

I 総 論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景	1
（1）国・県の動向	1
（2）野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）	1
2 地域福祉計画の必要性	2
（1）社会全体の情勢	2
（2）福祉活動に関する努力	2
（3）現状のまとめと課題	3
（4）野田市をめぐる基本的な背景	3
（5）社会福祉法による要請	4
3 計画の位置付け	5
4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）	7
5 計画の期間	7
6 野田市の現状	8
（1）野田市における現状	8
7 野田市の福祉を取り巻く課題	20
（1）地域社会の状況変化に対応した福祉サービスの提供	20
（2）市民が求める地域福祉活動に対応した基盤づくり	20
（3）バリアフリー社会の確立と地域の活性化	21

第2章 基本的な考え方

1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）	22
（1）社会福祉事業の計画的推進	22
（2）住民活動と公的サービスの連携の確保	22
（3）行政改革の中で施策の充実を図る視点	22
2 基本理念	23
3 健康スポーツ文化都市宣言	24
（1）健康スポーツ文化都市宣言とは	24
（2）本計画と健康スポーツ文化都市宣言の関連性	24

第3章 基本目標等

1 基本目標	25
（基本目標1）市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり	25
（基本目標2）利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化	25
（基本目標3）福祉のまちづくりの推進	26
（基本目標4）自殺対策の推進	26
（基本目標5）成年後見制度利用の促進	27
2 基本方針について	28
（1）地域福祉推進のための『きっかけづくり』	28
（2）地域福祉推進のための『人づくり』	28
（3）地域福祉推進のための『ネットワークづくり』	29
（4）地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	29
（5）総合的・横断的なサービスの充実	29
（6）効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	30
（7）権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実	30
（8）生活困窮者の自立支援	30
（9）バリアフリー社会の確立	30
（10）福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	31
（11）いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画）	31
（12）権利擁護支援のための『ネットワークづくり』（成年後見利用促進基本計画）	32
3 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	33
（1）持続可能な開発目標（SDGs）とは	33
（2）本計画とのつながり	34

第4章 計画の体系

○「野田市地域福祉計画」	35
--------------------	----

第5章 計画の推進（体制と役割）

1 進行管理・評価体制の構築	41
2 庁内関係部局との連携	41
3 役割分担と連携	41
（1）市の役割	41
（2）福祉関係者の役割	41
（3）市民の役割	41

Ⅱ 各 論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【全てのベースづくり】

1 地域福祉推進のための『きっかけづくり』	43
（1）あいさつ、声かけ運動の推進	43
（2）地区社会福祉協議会との協働	43
（3）情報提供方法や事業名の付け方についての検討	43
2 地域福祉推進のための『人づくり』	44
（1）ボランティア情報の提供	44
（2）ボランティアの育成	44
（3）ボランティア活動の支援	44
（4）学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）	44
3 地域福祉推進のための『ネットワークづくり』	45
（1）地域福祉活動団体間の連携の強化	45
（2）地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいきいきサロン等）	45
（3）地域自治組織についての検討	46
（4）行政職員の地域活動への参加	46
4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	46
（1）地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	46
（2）地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	47
（3）多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	47
（4）重層的支援体制整備事業の推進	47
（5）再犯防止の推進	49

第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

1 総合的・横断的なサービスの充実	50
（1）高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	50
（2）地域での孤独・孤立への対策の推進	50
（3）こどもの健全育成に係る施策の総合的推進	51
2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	52
（1）効果的・効率的なニーズの把握	52
（2）誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化	52
3 権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実	53
（1）日常生活自立支援事業・成年後見制度利用促進事業の普及啓発	53
（2）苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）	53
（3）地域包括支援センターの活用	53

4 生活困窮者の自立支援	54
（1）日常生活の支援	54
（2）自立に向けた支援	54
（3）学習支援事業	54
（4）生活困窮者支援等のための地域づくり	55

第3章 福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

1 バリアフリー社会の確立	56
（1）ハード面のバリアフリー化	56
（2）ソフト面のバリアフリー	56
2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	57
（1）市内事業所への働きかけ	57

第4章 自殺対策の推進（自殺対策計画）

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

1 計画策定の趣旨等	59
（1）計画策定の背景	59
（2）計画の位置付け	59
（3）計画の期間	59
（4）計画の数値目標	59
2 野田市における自殺の現状	60
（1）自殺者数の推移	60
（2）年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較	62
（3）支援が優先されるべき対象群	63
3 野田市の自殺対策における取組	65
（1）基本施策	65
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	65
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	65
基本施策3 市民への啓発と周知	65
基本施策4 生きることの促進要因への支援	66
（2）重点施策	67
重点施策1 高齢者の自殺対策の推進	67
重点施策2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上	68
重点施策3 子ども・若者向け自殺対策の推進	69
（3）生きる支援の関連施策	70

第5章 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

1 計画策定の趣旨等	81
（1）計画策定の背景	81
（2）計画の位置付け	81
2 現状と課題	82
（1）本市の高齢者人口と高齢化率の推移	82
（2）要支援・要介護の認定者数	82
（3）認知症高齢者の状況	83
（4）知的障がいその他の精神上的の障がいのある人の状況	83
（5）成年後見制度の取組状況	84
（6）課題	87
3 成年後見制度利用の促進に当たっての目標と基本的な考え方	87
（1）地域連携ネットワークの構築	87
（2）中核機関の設置及び担うべき機能	89